

韓国における山林所有権の発展と林相の変化（1392-1987）

李, 宇衍
落星台経済研究所 : 研究員

<https://doi.org/10.15017/2004830>

出版情報 : 韓国研究センター年報. 18, pp.62-86, 2018-03-31. Research Center for Korean Studies, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

韓国における山林所有権の発展と林相の変化(1392-1987)

李宇衍¹

はじめに

韓国の山林は、広さにして1,617万町歩であり、全国土(北朝鮮を含む)の70%以上を占める。このような地理的な特性によって山林の状態は農業へ大きな影響を与えることになった。山林は他の国や地域と同様に、前近代の韓国社会においてもほぼ唯一の燃料源となり、建築、造船、あるいは什器の製作分野のみならず、有機肥料、つまり堆肥の生産においても大きな役割を果たしていた。韓国では、17世紀中ごろから19世紀末まで長期の人口増加によって、農地の開発と資源の略取ともあいまって山林は枯渇し、やがて19世紀末に至ると、朝鮮半島の南部では木が見られないほど山林は荒廃していた。

20世紀以降、日本の植民統治のもとで、山林の所有権は近代的な形態と内容を持つべく再編された。また、これと同時に少なくとも統計類で確認しうる1943年までにおいて、朝鮮総督府の主導によって山林の緑化が着実に進むことにより、1940年代に至ると、初めて全国各地で緑の山を見ることができるようになった。しかし、植民地期の末には、戦時体制のもとで、木材の需要が増加し、解放後における大規模な人口の流入、戦争に伴う政治的・社会的な混乱の中で山林は再び急速に荒廃していった。やがて、1950年代末からそれ以降になると、山林は復旧していった。特に、1973年から1987年まで実施された“治山緑化事業”に代表される国家の主導による緑化事業の成功により、

韓国は経済成長と同時に山林緑化を成し遂げた“国際的模範”事例にとりあげられるようになった。

以下、本稿では、そうした長期的な視点と展望からみた韓国の山林所有権の発展と、林相の変化に関する歴史的な過程を叙述することにしたい。

1. 朝鮮時代山林所有権の形成と林相の変化

一般的に、「山林」は漁場における魚、牧草地の草などととも“共用資源(common-pool resources)”に分類される。これらは、一般的な私有財や公共財とは違って、「排除不可能性／準排除不可能性」と「競合性」を同時に持つ特異な資源である。ここにいう「〔準〕排除不可能性」とは、この資源を生産するのに寄与していない経済主体であったとしても、その生産物を使用するなかで、除外できないという属性のことをいい、公共財と同一であるが私有財とは違う属性であることをいう。また、「競合性」とは、ある経済主体がその資源を消費することによって、他の主体が使用できる資源の量は、その分減少するということであり、私有財と同一であるが公共財と異なる性格であることを指している。

近年、歴史学界で注目されている環境史の研究において、このような資源と人間社会の関係が重視される傾向があり、経済史の研究においても様々な社会における所有権(使用・収益・処分)の特質と変化、あるいはその発展過程に焦点をあてる傾向が多くみられるようになった。両者は相互に補完的なものであるが、まずは経済学の視点に

1 落星台経済研究所研究員

立って、共用資源の所有権とその韓国的な特性について説明しておきたい。1970年代以降、共用資源の所有権に対する経済学的説明としては、次に挙げる4つの‘所有権体制’という分類法と方法論が広く用いられている。すなわち、①自由アクセス体制、②私有財産体制、③国有財産体制、④共有財産体制、がそれである(Richards ed, 2002)。

まず、「自由アクセス体制」において山林資源は、“先着順(The first, the served)”にしたがって所有・消費される。資源を所有する主体、あるいはその所有の対象となる客体、そして、これらをめぐる所有権が行使される体制においては、成文か不文であるかを問わず、“先着順”であることを除けば、いかなる規律も存在しない。朝鮮時代の後期に広範にわたって分布していた“無主公山”がまさにこれに該当する。この体制下では、山林の保護や増産のための投資の「誘引(incentive)」が存在せず、人口が一定の水準を超えると、ついには荒廃化が進行してしまう。そして、4つ目にあげられている「共有財産体制」とは、複数にわたる権利の行使者が存在するが、自由アクセス体制とは異なり、所有権の行使においてその主体と客体との境界が明確に存在し、その権利を行使する方法が特定されている状況を指す。日本における徳川時代の“入会”、朝鮮時代後期に存在した“松契”がそれに該当する。松契とは、概ね親族集団の間で結成され、特定の森林を一定の規則のもとにおいて共同で使用するものであり、また、集団的な合意なくして山林の処分ができなかった。成功裏に運営された松契は、それほど多くはないものの、中には荒廃化を免れる場合もあった。なお、「私有財産体制」と「国有財産体制」において、山林は一般的な私有財や国有財と同じ概念であるとされる。

朝鮮王朝が成立して以来、山林、およびこれを産出する林野は“王土”として一種の国有財産であった(高麗王朝でも同様であった)。これは“山林川沢與民共之”(山林、川、貯留池、海などから

の利益は王が民と共に享受する)という儒教的な統治理念の産物であり、朝鮮王朝の全時期を通じて揺るぎない決まりであった。土地が人口に比べて相対的に少ない時、この規律を適用するに困難はなかった。問題は、朝鮮時代の後期、特に18世紀以降から19世紀末までの間に人口が増加する中で発生した。火葬である仏式の葬送とは異なり、儒教的な規範が一般民衆にまで浸透することに伴って、埋葬文化が広がった。これと同時に、朝鮮王朝は墓地に対する私的な所有権を支持する規定を法典に設けた。すなわち、墳墓の周りの一定の面積に対して他人が耕作や放牧ができなくする法規を設定したのである。これは朝鮮王朝の最初の法典である『経国大典』から最後の『大典会通』に至るまで不変であった。

これを機に、儒教の統治理念・法律とは異なり、山林に対する私的所有権にも近い概念が形成・発展し、農地と同様に山林も頻繁に取引(処分)の対象となった。やがて18-19世紀になると、山林所有権をめぐる紛争が全国で発生した。

このように、山林に関する私的所有権が発展したとはいえ、前近代における他の国や地域と同様に、それは近代に確立する一物一権的な所有権ではなかった。とは言っても、周辺の農民たちが生存するのに必要な木材以外の副産物、つまり折れ枝や落ち葉など燃料・飼料・堆肥原料の採取は一般的に許容されただけでなく、山林に関する私的な所有権を持たない農民たちは、それを一つの権利として認識する場合も多かった。これは、朝鮮王朝の王土思想に基づくものであった。朝鮮が日本の植民地になった翌年(1911年)、“森林令”が制定・公布された。この法律は1961年まで存続したが、この原案は朝鮮総督府の初代山林課長に就任した齋藤音作が起草したものである。この法律は、日本の森林法と比較すべきその内容において主要な部分での大きな違いがある。その理由は 齋藤音作が併合前である1910年3月から9月にかけて指揮・

表1 道別の所有別林相別 林野面積(1910)

(単位: 千町歩)

合計	管理機関がある国有林				管理機関がない国有林				民有林				
	小計	成林地	稚樹発生地	無立木地	小計	成林地	稚樹発生地	無立木地	小計	成林地	稚樹発生地	無立木地	
京畿道	714	55	25	11	19	169	32	18	119	490	60	269	161
忠清北道	533	36	8	19	8	232	50	84	98	265	28	148	88
忠清南道	469	11	1	3	6	43	8	12	23	415	83	170	162
全羅北道	527	14	4	9	1	97	71	15	11	416	191	190	35
全羅南道	983	140	26	47	66	112	12	28	73	730	47	598	85
慶尙北道	1,309	73	37	21	15	389	71	130	187	848	66	608	174
慶尙南道	887	42	3	4	35	206	66	20	120	639	57	443	139
黄海道	1,005	35	3	13	20	426	74	292	60	544	34	432	78
平安南道	999	42	23	9	9	510	183	251	76	448	30	346	72
平安北道	2,395	319	270	15	33	1,174	541	459	174	903	68	333	501
江原道	1,910	192	153	33	5	979	434	384	161	739	84	535	119
咸鏡南道	2,518	76	72	1	3	1,849	1,333	216	299	593	53	304	235
咸鏡北道	1,600	-	-	-	-	1,083	792	79	212	517	26	68	422
計	15,850	1,035	627	187	222	7,268	3,667	1,988	1,614	7,546	829	4,445	2,272

典拠: 朝鮮総督府『朝鮮總督府統計年報』1910年度版

実施した“朝鮮林籍調査”の結果に基づいて立案したからである。この‘調査’を通じて、朝鮮半島全体の林野の所有権と林相について概括的ではありながら、その実態が初めて明らかにされた。

表1は、齋藤による調査の結果を示すものである。まず、“管理機関がある国有林野”(約7%)とは、政府と王室が、造船・建築などの国家的な需用に必要な木材を得るために、特別に設定した区域をさす。先に見た所有権にまつわる体制別で分類すると、「国有財産体制」に該当する。朝鮮王朝は、地方に派遣する行政・軍事的な責任者に山林を管理する任務も負わせる。ただし、“封山”・“禁山”・“松田”などの名称を持っていた、言わば‘特殊国有林’の管理は、民間人の接近を禁止することだけに止まっており、積極的な播種・育林などを持続的に展開した例はめったに見られない。しかし、特殊国有林は相対的に林相がよく、人間の接近が容易な場所に設定された。その結果、民間人が原木を盗伐したり、地被物を採取することも容易なことであった。朝鮮王朝は、特殊国有林の産物を取得する者を厳しく処罰する法律を制定し、『大典会通』に至るまでこの規定は変わらなかった。しかし、朝鮮時代後期になると、人口が増加した結果、山林資源に対する需要の増加も持続的に大きな伸び

を示した。その結果、民間人の盗伐と乱獲は一般化していった。これに対して、朝鮮王朝は効果的な対応をとることが出来なかった。国有財産体制は有名無実であり、実質的には無秩序な自由アクセス体制に退化したものであった。そして山林は「荒廃化」という自由アクセス体制がもたらす悲劇的な運命を避けることはできなかった。

林籍調査をみると、民有の林野は約48%に上り、民有林はまず学校や寺院、あるいは地方行政単位の財産として保有される公有林、松契や親族などが所有する共有林、そして、朝鮮時代後期に発展した私有林に分類される。しかし、1917年以降、施行された“朝鮮林野調査事業”(以下“事業”と呼ぶ)の結果に照らしてみると、共有林は非常に稀であり、松契や村落が保有する共有林の面積が全体に占める比率もそれほど大きなものではなかった。これが日本との最も大きな違いである。1910年当時の民有林は、そのほとんどが私有であった。しかし、前述したように、私有財産体制に分類されるこの林野について、明示的な所有者以外に、周辺の農民たちまでも何らかの慣行に基づき、生存に必要な不可欠な副産物の取得については“黙示的な権利”を行使していた。

この中で“近くの農民”が誰であり、彼らが行使

する権利については、明示的、あるいは黙示的ないかなる合意も存在しない。所有の主体と客体に対する明確な境界がなく、また、その権利の行使方法に対する明確な規定がないことが、共有財産体制とは異なる自由アクセス体制の特徴である。前近代の他の多くの社会と同様に、朝鮮においても私有林では私有財産体制による支配と自由アクセス体制による支配が重なっていた。

問題は、このような重複的な所有権体制のもとで、私有林の荒廃化が進むという点である。つまるところ、山林からその地被物を除去する際、風雨など気象の変化が、主産物である松木などの樹木に及ぼす影響の度合いが大きく増加するからである。他方、私有林の所有権は、零細性という特徴を持っていた。このような状況で、山林の濫伐を監視することで得られる収益は、その費用を賄うことができなくなる。したがって、所有権者は植栽・播種や保護・撫育などの造林投資を忌避してしまう。投資の誘引、すなわち収益が無いからである。これによって濫伐の横行もさらに深刻になる。

次に“管理機関がない国有林野”についてである。面積にして約727万町歩、全体林野の半分に近い(46%)広さであるが、当該の林野の内には二種類がある。その一つは、咸鏡南北道、平安北道、江原道などに広がった原生林である。これらは19世紀末まで朝鮮における伐採・陸運・水運の各技術では利用できない山林であった。この一方、第二の形態として、あまりにも多くの人とその産物を利用している状況下において、誰が主人かすら知ることができなかつたり、あるいは実際に主人が存在しない山林があった。「無主公山」つまり、自由アクセス体制下に置かれた山林であった。村落の近くや都市周辺の山林で、このような状況がよく見られた。筆者(李宇衍)が推定したところに拠れば、その面積は最小で149万町歩、最大でも284万町歩であった(2010: 251-252)。

面積から見ると、原生林の面積が無主公山より

多かった。なぜならば、それほどに山林資源、特に木材を取得する技術水準がまだ低かったからである。韓国人の日常と密接な関係にあるのは後者、すなわち無主公山であった。所有権体制の性格からすれば、これら山林が最も劣悪な林相を持っていたらと推測できるが、実際の調査結果もそれと同様であったことを示している。このように、朝鮮の山林が荒廃した原因は、山林所有権の特質そのものであった。朝鮮時代に種まき・植栽・間伐・保護などを含む育林が広範囲に実施された事例も見出しえない。もちろん育林や原生林の開発に必要な技術的な後進性と資本の不足もまた、山林の荒廃を押し進める要因であったと考えられる。それでは、なぜ技術が後進的な水準に止まり、また、なぜ投資が行われなかつただろうか。これは結局、所有権体制の特質からその理由を探すしかないだろう。

朝鮮時代における山林資源の減少について、各経済主体は異なる方式で反応した。前述のとおり、朝鮮王朝は、特殊国有林管理のために、それを侵犯した者たちが厳しく処罰される法規を布いた。しかし、棺を作る木材はおろか、炊飯用の燃料にさえ事欠く状況に追い込まれた農民たちは、密かに特殊国有林に入っていた。朝鮮王朝側の防遏努力がどれほど成果をあげたかは分からない。ただし、誘因を与え、それによって山林を育成することにする「肯定的(positive)」な方法ではなく、犯罪者に対する処罰を強化する「否定的(negative)」な方式をとり、それさえも全体の山林の7%に過ぎなかつたことは記憶に留めておく必要がある。民有林の保護と管理を行うため、朝鮮王朝は親族集団が松契を結び、集団的に保護・管理することを奨励した。彼らは松契という名で、近隣の農民たちの接近を禁止することに注力しており、人工造林などの積極的な育林を実施したという事例は発見しにくい。山林を所有しない農民らは、処罰を覚悟して特殊国有林に入ったり、無主公山に入山し、

小さな木切れをかき集めて生活した。副産物を採取するため、所有者が異なる山林に入ることは、前述のように日常茶飯事であった。

19世紀後半、朝鮮の地方官たちは山林をめぐる所有権の紛争、つまり“山訟”の処理に苦しんでいた。ある知識人は、地方官たちの業務のうち、山訟を処理する仕事が三分の二を占め、他の業務を見ることができないほどであると嘆いた。これら山訟は、有力な両班たちが墳墓の設置をきっかけに、山林所有権を争うものがほとんどであり、一般農民たちがこれまで自由に接近してきた山林を、有力者が突然入山を禁止することによる紛争も一部にあった。しかしながら、木を植えて、育成を行う造林活動が広範囲かつ持続的に実施された例はない。中国や日本と異なり、朝鮮時代の農書には山林の保全に関する記述は見当たらない。育成林業への転換のための努力の跡は見いだせず、木の根までを採取して燃料に使用するという掠奪的な山林資源の濫用、それによる山林の荒廃化が、20世紀以前の韓国における林業や山林の特徴であった。

ところで、表1は、1910年現在において、林相によって分類された山林面積を含んでいる。成林地(完全な立木の密度を1とする時、立木度が0.1以上のもの)が32.3%、稚樹発生地(鎌で軽く裁断出来るくらいの若木が発生する所で、立木度が0.1以上のもの)が41.8%、無立木地(立木度が0.1以下のもの)が25.9%であった。1910年現在における1町歩あたりの林木蓄積を推定した研究によると、南部地方は平均10.0m³、北部は53.0m³であったが、筆者自身がこれは過大推定であるとした(裴在洙・尹汝昌 1994)。ちなみに、1971年から1973年にかけての時期は、山が赭色に禿げ、干ばつと洪水が毎年のように起こっていたのであるが、大韓民国における当該の数値は11m³であった。このことからわかるように、19世紀末の韓国の山林、特に南部地方のそれは極度に荒廃していた。世紀を跨ぐ時

期に韓国を訪れた外国人らが、釜山からソウルに至るまで、山に木を見ることがなかったと自ら旅行記に記述したのもこれらの事実の存在を後押しするものである。

2. 植民地期における山林所有権の近代的な再編と山林の復旧

深刻に荒廃した森林に向き合うことになった朝鮮総督府の担当官吏は、山林の緑化に正面から向き合い、これを林政の最優先、かつ最大の課題に設定した。これとともに、重層的な山林所有権を近代的な一物一権的な権利に再編することも緊急の課題であった。山林の荒廃化を招いた根本的な原因が、朝鮮社会に特有の所有権にまつわる慣行であったからである。前述した北部の原生林は、朝鮮総督府が所管する国有財産の区分上、“要存国有林”として区切られ、民間の接近が禁止された。総督府による山林所有権の再編が完了する1934年末頃、要存国有林の面積は465万町歩、山林全体の28.5%を占めた(表2)。そして、これを経営する責任機関は営林廠(1926年に「営林署」に改称)であり、その収益は総督府の収入となり、また民有林の緑化を支援する目的で使われた²。

これとともに“不要存国有林”があり、これは改めて二つに分類された。その第一は、前述した無主公山としての“第1種国有林”である。特定できない個人や集団に所有権を付与できる根拠が無く、同じ理由でもっとも深刻に荒廃した山林だった。一方、1942年までに総督府が処分した面積は、240万町歩に達した(表3)。総督府は、1911年に発した‘森林令’を通じて、第1種国有林における所有権の創出を行うとともに、山林を復旧・緑化する目的で“造林貸付制度”という独特な制度を考案した。

2 緑化は民有林の所有者の責任にて行われた。

表 2 所有別の林野面積 (1927-2015) (単位: 千町歩)

	国有林			民有林			
	合計	要存	不要存	合計	公有林	私有林	
朝鮮13道の合計							
1927	9,173	5,277	3,896	7,299	575	165	6,559
1928	8,697	5,150	3,552	7,727	617	171	6,940
1929	8,316	5,081	3,235	8,132	614	170	7,347
1930	7,840	4,791	3,049	8,761	692	174	7,895
1931	7,014	4,764	2,250	9,474	760	176	8,538
1932	6,630	4,699	1,931	9,828	817	178	8,834
1933	6,210	4,682	1,528	10,226	868	179	9,178
1934	5,865	4,655	1,210	10,481	876	183	9,423
1935	5,741	4,631	1,110	10,592	902	185	9,506
1936	5,658	4,603	1,055	10,683	928	185	9,569
1937	5,529	4,528	1,042	10,783	984	188	9,611
1938	5,497	4,331	1,157	10,820	1,000	187	9,634
1939	5,457	4,261	1,196	10,857	1,011	188	9,658
1940	5,398	4,218	1,180	10,875	1,053	187	9,635
1941	5,359	4,181	1,178	10,919	1,067	187	9,665
1942	5,328	4,176	1,151	10,947	1,066	190	9,691
1943	5,297	4,113	1,184	10,977	1,076	188	9,714
	国有林			民有林			
	合計	山林庁所管		合計	公有林	私有林	
		要存	不要存				
	韓国のみ単独数値						
1954	1,265			5,131	549	4,582	
1955	1,411			5,316	572	4,744	
1956	1,426			5,322	571	4,750	
1957	1,383			5,326	571	4,754	
1958	1,385			5,336	570	4,766	
1959	1,423	781	602	5,338	570	4,768	
1960	1,417	911	466	5,340	572	4,768	
1961	1,465	953	472	5,344	569	4,775	
1962	1,398	913	434	5,353	567	4,786	
1964	1,314	882	312	5,429	502	4,928	
1966	1,270	836	299	5,398	501	4,896	
1967	1,317	882	297	5,379	500	4,879	
1968	1,316	882	297	5,370	498	4,872	
1969	1,319	886	296	5,364	492	4,872	
1970	1,287	885	273	5,379	493	4,886	
1971	1,285	874	312	5,327	490	4,836	
1972	1,287	879	315	5,310	497	4,812	
1973	1,293	875	316	5,294	496	4,798	
1974	1,304	891	315	5,329	502	4,827	
1975	1,310	897	313	5,318	499	4,819	
1976	1,309	899	311	5,296	496	4,801	
1977	1,308	899	309	5,277	494	4,783	
1978	1,308	901	307	5,263	494	4,769	
1979	1,307	902	305	5,256	493	4,763	
1980	1,314	900	307	5,229	495	4,733	
1981	1,310	902	307	5,228	495	4,733	
1982	1,314	905	305	5,215	493	4,722	
1983	1,315	907	304	5,208	493	4,714	
1984	1,318	918	296	5,202	494	4,708	
1985	1,314	918	292	5,198	493	4,705	
1986	1,318	918	295	5,187	489	4,698	
1987	1,320	920	295	5,160	486	4,674	
1988	1,318	968	251	5,154	488	4,665	
1989	1,333	972	252	5,133	491	4,642	
1990	1,346	982	251	5,114	489	4,625	
1991	1,367	1,001	246	5,084	488	4,596	
1992	1,380	1,007	247	5,083	489	4,594	
1993	1,382	1,013	243	5,078	491	4,586	
1994	1,385	1,021	239	5,070	492	4,578	
1995	1,393	1,030	238	5,059	492	4,567	
1996	1,399	1,048	225	5,049	490	4,559	
1997	1,414	1,063	226	5,027	488	4,539	
1998	1,419	1,105	187	5,017	487	4,529	
1999	1,426	1,122	175	5,004	487	4,517	
2000	1,433	1,132	171	4,989	493	4,496	
2001	1,441	1,150	161	4,975	491	4,484	
2002	1,448	1,174	143	4,964	491	4,473	
2003	1,457	1,198	128	4,949	490	4,459	
2004	1,470	1,217	121	4,930	489	4,441	
2005	1,484	1,251	100	4,910	489	4,420	
2006	1,497	1,274	91	4,892	489	4,403	
2007	1,509	1,296	80	4,873	489	4,384	
2008	1,518	1,317	70	4,857	488	4,368	
2009	1,530	1,339	60	4,840	488	4,353	
2010	1,543	1,354	56	4,825	488	4,338	
2015	1,618	1,438	34	4,717	467	4,250	

典拠：1927年は朝鮮総督府『朝鮮の林業』(1929)、1928年山林庁編『朝鮮林業史 上』(2000)pp.23-462、1929-32年は朝鮮総督府『林野統計』各年度、1933-42年は朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』朝鮮総督府統計年報』各年度、1943年は南朝鮮過渡政府『朝鮮統計年報』(1948年)、1954-1987年は農林部『農林統計年報』
 註：1928年は国有林合が合わないが、原資料のママである。

低額の貸付け料を納入することにより、人工造林などを通じて一定の基準を満たす造林成績を上げさえすれば、貸付を受けた者に対して当該の山林を無償で譲与することがその政策の柱だった。これは、所有権の法認を造林成果に連携させる制度であり、これは民有林の所有権を法認する場合においてもその原則が維持された。植民地期における所有権の近代的な再編において、このように造林の実績を基準に所有権を法認する政策を“緑化主義”とし、植民地朝鮮で見られる独特な政策であったといえる³。

かくなる造林貸付制度を通じて、1942年までに176万町歩が貸付され、その中で97万町歩が造林に成功したとされる。貸付林では、一般の民有林よりはるかに高い割合で人工造林が実施された。また、貸付を受けた後に、造林を完成させるまでにはおよそ7年の期間がかかったゆえ、いまだ譲与を受けるに至っていなかったとしても、貸付地においても相当な水準の緑化がなされた。なお、朝鮮人・日本人ともにこの事業に積極的に参加した。貸付一件あたりの平均面積は日本人が約270町歩であったのに対して、朝鮮人が約9町歩であったが、件数で見ると日本人は計2,375件、朝鮮人はなんと79,920件だった。件あたりの平均面積で示されるように、日本の大資本が朝鮮に流入し、また日本の林業技術も導入された。

一方、総督府が提供するこうした経済的な誘因に対して、朝鮮人も積極的に反応した。したがって、造林貸付制度への朝鮮人たちの参加は、後述する“造林補助事業”とともに韓国人たちが全国的な範囲で自発的に造林・緑化に乗り出した最初の歴史的な事例であると評価できる。従来における所有の有無と関係なしに、一方的に山林資源を採取・消費してきた農民たちが、資本と労働を投入する近代的な山林経営者へと転換し、前近代的・

3 台湾や満洲国においては同様の施策は見られない。

表3 第2種国有林野の処分

(単位:千町歩)

	譲与							造林貸付			移権完了 (a+c+d)		処分完了 (a+b+d)	
	道模範林	面模範林	学校林	共同墓地	永年禁 養譲与	其他	小計(a)	貸付許 可(b)	成功譲 与(c)	売却(d)	面積	累計	面積	累計
1910	-	-	-	0.00	-	-	0.0	0.8	-	-	0.0	0.0	0.8	0.8
1911	0.15	-	0.22	0.03	-	-	0.4	1.0	-	0.0	0.4	0.4	1.4	2.3
1912	0.97	-	0.37	0.01	0.56	0.02	1.9	12.5	-	0.1	2.0	2.4	14.5	16.8
1913	0.55	0.18	1.03	7.50	5.13	0.05	14.4	44.1	-	0.6	15.0	17.4	59.0	75.8
1914	1.50	1.52	1.12	2.29	11.18	0.02	17.6	97.3	-	0.4	18.0	35.4	115.4	191.2
1915	1.54	11.63	1.72	0.36	10.61	0.34	26.2	48.1	0.1	0.1	26.5	61.9	74.4	265.6
1916	1.12	5.34	1.29	0.16	7.50	0.59	16.0	60.8	0.6	0.3	16.9	78.8	77.1	342.7
1917	0.52	2.35	1.23	0.07	4.77	2.78	11.7	74.5	2.8	0.7	15.2	93.9	86.9	429.6
1918	0.03	1.36	0.41	0.03	3.27	0.28	5.4	97.6	0.3	2.8	8.4	102.3	105.8	535.4
1919	0.09	1.09	0.23	0.02	0.50	2.42	4.3	87.1	2.4	2.0	8.7	111.1	93.4	628.8
1920	0.46	0.60	0.37	0.00	1.43	2.20	5.1	66.9	2.2	7.6	14.9	126.0	79.7	708.5
1921	0.26	0.27	0.13	0.02	0.95	0.06	1.7	63.9	2.1	0.3	4.0	130.0	65.9	774.4
1922	0.05	0.42	0.27	0.01	1.28	0.00	2.0	88.0	5.7	0.5	8.3	138.3	90.6	864.9
1923	44.52	0.12	0.26	0.01	1.40	-	46.3	45.1	14.1	1.6	62.0	200.3	93.1	958.0
1924	89.07	0.20	0.27	0.02	1.77	0.00	91.3	65.6	39.4	2.7	133.4	333.7	159.6	1,117.6
1925	9.65	0.17	0.28	0.00	1.60	9.67	21.4	31.3	54.1	3.1	78.5	412.2	55.7	1,173.3
1926	2.12	0.20	0.30	0.03	1.87	0.01	4.5	41.0	30.9	10.7	46.2	458.4	56.3	1,229.6
1927	0.32	0.14	0.33	0.02	1.72	0.01	2.5	52.0	57.6	37.5	97.7	556.0	92.0	1,321.6
1928	4.12	0.11	0.43	0.11	0.46	0.28	5.5	54.2	69.9	19.8	95.2	651.3	79.5	1,401.2
1929	0.04	0.12	0.40	0.01	0.03	5.16	5.8	21.2	46.5	15.6	67.8	719.1	42.5	1,443.7
1930	-	0.08	0.28	0.01	0.09	0.05	0.5	29.1	83.7	11.8	96.1	815.1	41.4	1,485.1
1931	-	0.10	0.18	0.01	0.12	1.60	2.0	66.4	92.5	24.5	119.0	934.1	92.9	1,578.0
1932	-	0.05	0.18	0.02	0.01	0.39	0.6	86.8	57.5	10.6	68.7	1,002.8	98.1	1,676.1
1933	-	0.03	0.15	0.01	0.01	0.30	0.5	82.6	75.0	2.0	77.6	1,080.4	85.1	1,761.2
1934	-	0.01	0.21	0.01	-	0.00	0.2	43.7	65.5	47.1	112.9	1,193.2	91.0	1,852.2
1935	-	0.06	0.20	0.00	-	0.27	0.5	23.7	55.2	25.6	81.3	1,274.5	49.8	1,902.0
1936	-	0.02	0.14	0.01	0.01	-	0.2	9.7	58.2	34.8	93.1	1,367.7	44.7	1,946.7
1937	-	0.05	0.24	0.01	0.00	0.00	0.3	36.7	41.0	19.1	60.4	1,428.1	56.1	2,002.8
1938	-	0.02	0.19	0.03	-	0.01	0.2	180.0	32.4	6.4	39.1	1,467.2	186.7	2,189.5
1939	-	0.01	0.11	0.01	-	-	0.1	61.2	20.6	29.8	50.6	1,517.7	91.2	2,280.7
1940	-	0.00	0.18	-	-	-	0.2	4.0	15.6	12.3	28.1	1,545.9	16.5	2,297.2
1941	-	0.00	0.01	-	-	-	0.0	79.1	26.4	18.0	44.4	1,590.3	97.1	2,394.3
1942	-	-	0.13	-	-	0.00	0.1	5.4	26.9	4.8	31.8	1,622.1	10.3	2,404.7
計	157.1	26.2	12.8	10.8	56.3	26.5	289.7	1,761.8	979.2	353.2		1,622.1		2,404.7
移権完了 (%)	9.7	1.6	0.8	0.7	3.5	1.6	17.9		60.4	21.8		100.0		
処分完了 (%)	6.5	1.1	0.5	0.4	2.3	1.1	12.0	73.3		14.7			100.0	

典拠: 1910-1939年は『朝鮮林業史上』(2000): pp.421-431; 1940-1942年は『朝鮮総督府統計年報』各年度

略奪的な採取林業から近代的な育成林業でもって体制転換を遂げたことにおいて、その転換の主体として山林経営に乗り出すようになったのである。造林貸付制度によって、無主公山に初めて所有権が設定され、それと同時に山林緑化が達成される二重の成果を得ることになった。この要存国有林と第1種国有林の地籍は「森林令」に基づき、1924年まで実施された「国有林区分調査」に

よって把握されたものであった(表4)。

表4 「国有林区分調査」
累年実積面積

(単位:町歩)

	要存林	第1種不要存林	計
1919	4,758,000	780,000	5,538,000
1921	5,256,000	856,000	6,112,000
1923	5,310,000	982,000	6,292,000

植民統治下の朝鮮において、所有権の再編が最初から順調に進んだわけではない。「森林令」に先立ち、1908年には韓国史上初の山林・林業関係法である「森林法」が制定・公布された。同法の規定に拠れば、山林の所有者は法の施行後3年以内に地籍と略図を添付して、その所有の事実を官庁に届け出なければならず、申告しなかった山林はすべて国有に見なすものとされた。しかし、朝鮮人たちは添付書類を用意することに少なからぬコストがかかるとともに、以後課税の対象になることを懸念して地籍の申告には消極的であった。施行後の3年間で、申告された件数は52万件であり、その面積は約220万町歩であった。この数字は、所有権の再編が完了した1934年現在での民有林総面積と比べれば、その22%に過ぎないものであった。

1910年の「林籍調査」の結果、「森林法」は廃止された。朝鮮における山林所有権の実態と合わないことのみならず、効果的な山林の復旧・緑化案を満たしていないという理由があったからである。また、同法の地籍の届出義務と申告義務を忌避すれば国有とする規定は、総督府の円滑な所有権の再編を阻害した。事実において、私有林が法律的・行政的には国有とみなされ、その実際の所有者は“縁故者”と命名された。しかし、縁故者の所有権は以前と同一に行使された。これによって“縁故者がいる国有林”という、遠からず民有地に転換される過渡的な国有林が発生し、まさにこれが不要存国有林の中にある“第2種国有林”であった。

植民地期における所有権の近代的な再編の過程で最も困難を伴ったのは、日本の朝鮮統治以前までの段階で発展した、たとえそれが一物一権的な所有権ではなかったとしても、近代的な私的所有権に最も近い第2種国有林と民有林の扱いであった。これら事実上の民有林が山林全体で最も広い面積を占めただけでなく、朝鮮時代後期以来の私的所有であるかどうかを判断しなければならず、しかも、「森林法」の存在によって問題がさらに複

雑化していたからである。なお、第2種国有林を私有林として法認する過程は次に見る三段階に区分することができる。これは、植民地期において山林所有権が再編成される三段階とも一致する。最初の段階は、1911年の森林法とそれに付属した各種‘規定’の手続きによって第2種国有林を民有林へと転換させるものであった。‘事業’が開始される1917年までにおいて、総督府はこれらの規定を理由に法認を受けることを推奨した。これらの規定は‘造林貸付’の規定を準用して、それが求める造林の基準を成功裏に達成すると、たとえ貸付の契約がなかったとしても造林貸付を受けたものと見なし、その所有権を民間に譲与するという形式をとった。当時に公布された各種の‘規定’に関連する出版物は、その事務手続きを詳しく説明しており、造林地に所有権を回復することを奨励したが、その業績を示す統計資料は、いままでのところ見出されていない。ただ、表3から推測すると、その実績はそれほど大きくなかったものとみられる。

第二のものとしては、1917年に開始され1924年に一次所有権の整理(査定)を終えた上記の‘事業’である。最も多くの面積の所有権を整理したという点で、また第2種国有林と民有林の所有権を法認したという点で、また、最終的に朝鮮時代後期の民有林における重疊的な権利を近代的な一物一権に再編したという点で、最も重要な段階であったと考えられる。また‘事業’を通じて初めて韓国山林の地籍情報が正確に把握され、その内容を盛り込んだ林野図が作成され、また林野台帳が備置されることによって登記業務が開始された。

山林の全体面積は「林籍調査」より32万町歩ほど多いにもかかわらず、「林籍調査」においては島嶼地域の山林は調査されていなかったという点も重要だった。全13道の中で咸鏡南北道、平安北道と江原道がそれぞれ200万町歩内外の山林を有していた(表5)。これらが全体の89%を占めており、朝鮮時代後期においては朝鮮人がいまだアクセス

表 5 所有別に見た道別の林野面積(1927年末現在)

	国有林			民有林	計
	要存林+第1種林	第2種林	小計		
京畿道	58,546	139,989	198,535	554,040	752,575
忠清北道	73,627	156,500	230,127	301,644	531,771
忠清南道	26,566	206,618	233,184	248,520	481,704
全羅北道	77,560	108,954	186,514	352,287	538,801
全羅南道	78,272	139,081	217,353	633,794	851,147
慶尙北道	169,003	212,891	381,894	978,281	1,360,175
慶尙南道	75,192	149,416	224,608	616,010	840,618
南部小計	558,766	1,113,449	1,672,215	3,684,576	5,356,791
黃海道	183,642	538,740	722,382	240,720	963,102
平安南道	375,660	363,184	738,844	237,982	976,826
平安北道	1,081,794	158,830	1,240,624	1,054,205	2,294,829
江原道	1,078,603	419,591	1,498,194	665,165	2,163,359
咸鏡南道	1,730,513	527,460	2,257,973	438,548	2,696,521
咸鏡北道	1,172,946	254,408	1,427,354	289,489	1,716,843
北部小計	5,623,158	2,262,213	7,885,371	2,926,109	10,811,480
計	6,181,924	3,375,662	9,557,586	6,610,685	16,168,271

典拠：『朝鮮林野調査事業報告』、pp.84-85

註：「事業」で調査された田畝等他の地目は林野内介在地は134,157町歩であり、これは除外した。

しえず、かつ伐採や運搬ができなかった大規模な原生林に属していた。

北部に原生林が集中しており、人口密度が南部に比べてはるかに低いいため、私的所有権の発展に大きな差があるだろうと容易に推測しえるところではあるが、実際にはそうではなかった。第2種国有林と民有林、つまり事実上の民有林の筆地当たりの面積を見ると、南部が2.8町歩であるのに対して北部が3.6町歩であり、思いの外大きな違いはなかった(表6)。すなわち、民有林の零細な所有権が全国的に発展していたのである。しかし、原生林が4つの道に集中しているため、全体の所有権構造には大きな地域差があったとみられる。南部の場合、事実上の民有林が全体の89.8%であるのに対して、北部は48.0%に過ぎなかった。この要存と第1種国有林の中で南部に所在するのはわずかに

9%であり、北部に91%が集中していた。

民有林は大半が私有林である。私有林は南部と北部に均等に分布していた。19世紀と20世紀前半、山林の所有構造を急激に変動させる要因は存在しなかったため、以上から朝鮮時代後期の山林所有権の実態を推測できる。林業は経済規模が大きな産業である。所有・経営面積が増加すれば、一定の収穫を得るのに必要な平均費用は減少して収益は増加する。所有・経営面積が零細なほど収穫のための平均費用は増加する。朝鮮で山林の零細所有は生産物を専有するため、必要とされる保護などの監視費用を増加させると同時に、造林のような投資の誘引を弱める。朝鮮の山林所有は、山林の荒廃化と関連して、まことに脆弱な構造だった。無主公山の実存、これを支える王土思想、そして山林所有の零細性も荒廃化を招く重要な原因に

表 6 筆地当りの林野面積 (1927 年)

	縁故者がいない国有林	縁故者がいる国有林	民有林
京畿道	32.3	2.5	3.0
忠清北道	85.5	3.8	6.1
忠清南道	23.8	2.9	2.9
全羅北道	80.2	2.5	2.5
全羅南道	33.8	3.0	1.9
慶尙北道	82.1	4.7	3.6
慶尙南道	42.6	3.2	2.2
南部小計	51.3	3.2	2.7
黄海道	23.2	2.7	2.3
平安南道	140.3	3.1	2.3
平安北道	883.1	5.7	5.8
江原道	400.8	4.0	4.1
咸鏡南道	544.0	3.6	3.3
咸鏡北道	672.6	3.0	3.4
北部小計	289.3	3.3	3.8
計	203.8	3.3	3.1

典拠：『朝鮮林野調査事業報告』 pp.84-85

なった。

「事業」でも、造林の成功基準に比べて緩和されたが、所有権を確保するためには依然として一定水準の緑化が必要だった。「事業」では、1908～1911年の間における林籍の届け出は全く効力を持っていなかった。地籍が通報されていない第2種国有林も、緑化の成果が認められれば、民有林として法認がなされ、地籍申告をなし、それまで民有林として扱われてきた山林も、緑化の成果がなければ第2種国有林に戻ってきた。この二つの効果が相殺された結果、「事業」期間を通じて第2種国有林の面積や国有林と民有林の相対的な比率には大きな変化がなかった。「事業」で要求する基準に到達せずに、国有林の“縁故者”として扱われた事実上の所有者が所有した山林は、1924年現在で338万町歩となっており、山林全体の面積の20%に該当した。

総督府はこれら山林の実質的な所有者を法認することで、全国的かつ体系的に山林緑化を推進しようとした。このため、1927年には「朝鮮特別縁故森林譲与令」が公布・施行されており、「事業」で“縁故者”と把握された事実上の所有者に、これら山林は無償譲与の形式で所有権が移転された。同令によって、1934年までに270万町歩が民有林に転換され、その結果1934年末現在において、国有林は586万町歩に減少して、民有林は942万町歩に増加し、民有林の広さが国有林のそれを逆転するようになった。特に、南部地方では民有林が92%を占めるようになった。同令の施行を通じて韓半島の山林の所有構造が確定されており、これは今日まで続いている。譲与の申請、および処分の結果は、表7に示した通りである。

表7 「朝鮮特別縁故森林譲与令」に依る所有権構造の変化 (単位: 町歩%)

年度		国有林			民有林	計
		要存	不要存	小計		
1927	南部小計	286,000	1,223,000	1,509,000	3,999,000	5,508,000
		5.2	22.2	27.4	72.6	100.0
	北部小計	4,989,000	2,672,000	7,661,000	3,301,000	10,962,000
		45.5	24.4	69.9	30.1	100.0
	計	5,275,000	3,895,000	9,170,000	7,300,000	16,470,000
		32.0	23.6	55.7	44.3	100.0
1934	南部小計	191,918	248,146	440,064	5,028,814	5,468,878
		3.5	4.5	8.0	92.0	100.0
	北部小計	4,439,104	861,882	5,300,986	5,563,638	10,864,624
		40.9	7.9	48.8	51.2	100.0
	計	4,631,022	1,110,028	5,741,050	10,592,452	16,333,502
		28.4	6.8	35.1	64.9	100.0

典拠: 1927年は『統計年報』、1934年は『林業統計』同年版

註: 江原道は北部に含めた。

同令の実施結果から「事業」の資料では知ることができなかった一つの興味深い事実を新たに見出すことができる。府郡面に譲与されたすべての山林を村落共有林と見なせば、筆地当たりの平均面積は7.3町歩に過ぎなかった(表8)。零細な私有林中心の所有構造はここでも同じだった。筆地当たりの2.6町歩の零細私有林が譲与面積全体の88.7%を占めた。5町歩未満の小規模は、全体面積の46.3%で、筆数では86.3%を占めた。以上から朝鮮時代後期の所有構造の特徴を知ることができる。日本の入会林のように大規模に全国各地に所在する村落共有林は、朝鮮で見出すことは難しく、平均的な所有規模が極めて零細化する方向として、私的所有権がかなり高い水準にまで発展していたからであると考えられる。

表8 「特別縁故森林譲与令」に依る譲与林野の筆地当たり面積

被譲与者	私人	寺刹	公共団体	
			府面	その他
縁故者がいる林野	2.6	14.0	7.3	7.9
縁故者がいない林野	2.3	285.0	17.5	1.0
その他	0.7	0.5	0.5	0.8

典拠: 『朝鮮林業史』: p.445

所有権の再編と同時に、山林保護と人工造林を含む包括的な復旧と緑化政策が取られた(表9)。「造林貸付」を通じて最低でも97万町歩が緑化されたと言われたが、その次に大きな成果をあげたのは民有林の「造林補助事業」であった。1910年から1939年までにおいて、自力での造林ができない貧窮した小規模な私有林所有の農民に最も大きな負担になる種苗費用などを補助金として支給した。その金額と実績を知ることができるのは1925~39年の間だけである。計712万円がこの期間に支給されており、同期間の国有林における経営収益の13.4%に該当する規模であった。造林面積は67万町歩であり、同期間中の造林面積全体の28.4%、植栽本数は14億本で全体の18.3%、農家戸数では全体の29%を占めた。以上はあくまでも最小推定値である。

山林資源の消費に止まっていた零細農民が、小規模なりとて山林を経営する投資と消費の主体として育成される林業においてその体制的な転換に大きく寄与することとなった。

表 9 所有別の造林実績(1910~1943)

(単位)	合計		国有林		民有林	
	面積	本数	面積	本数	面積	本数
	ha	千本	ha	千本	ha	千本
1910	527	876	527	876		
1911	3,543	11,425	95	778	3,447	10,647
1912	7,662	23,169	540	1,189	7,122	21,980
1913	12,155	40,187	111	1,015	12,044	39,172
1914	18,811	51,533	133	1,378	18,677	50,155
1915	19,609	61,418	181	1,520	19,428	59,898
1916	28,488	88,586	224	1,811	28,264	86,775
1917	29,152	100,043	379	2,029	28,773	98,014
1918	35,710	107,596	677	342	35,033	107,254
1919	41,554	119,398	410	540	41,144	118,858
1920	58,547	158,518	745	1,069	57,802	157,449
1921	53,118	149,173	1,420	3,612	51,699	145,561
1922	52,677	170,027	2,488	4,065	50,189	165,962
1923	53,038	201,306	3,561	6,075	49,477	195,231
1924	56,614	222,437	2,176	6,332	54,438	216,105
1925	73,079	277,176	2,806	8,021	70,273	269,155
1926	72,732	282,489	3,038	6,190	69,694	276,299
1927	87,250	324,251	5,242	11,428	82,008	312,823
1928	99,814	353,574	7,396	10,954	92,418	342,620
1929	93,795	311,318	5,847	10,639	87,948	300,679
1930	87,116	281,331	7,087	9,843	80,029	271,488
1931	87,626	314,461	6,739	11,202	80,887	303,259
1932	85,925	305,061	7,678	10,503	78,247	294,558
1933	80,386	266,502	8,450	9,380	71,936	257,122
1934	75,494	223,725	9,567	8,327	65,927	215,398
1935	75,709	208,910	10,624	13,371	65,085	195,539
1936	82,254	224,011	14,784	18,596	67,470	205,415
1937	79,062	230,912	15,622	19,108	63,440	211,804
1938	90,894	351,619	17,076	112,923	73,818	238,696
1939	105,473	329,298	17,073	58,923	88,400	270,375
1940	121,393	338,777	23,246	38,224	98,147	300,553
1941	146,247	409,925	25,323	39,982	120,924	369,943
1942	171,322	402,487	28,825	55,883	142,497	346,604
1943	195,869	392,848	22,588	38,172	173,281	354,676

典拠: 朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』各年度、1943年の数字は南朝鮮過渡政府『朝鮮統計年鑑』(1948)、民有林に関する1911~21年の数字は山林庁編『朝鮮林業史 下』(2001)p.55
 度、民有林の1911~21年は山林廳編『朝鮮林業史 下』(2001)、p.55。
 註: 1) 民有林における植栽本数は新植と補植の合計
 2) 1911~21年における民有林造林面積は原資料では町歩であるものを1町歩=0.99haで換算。

砂防事業も、植民地期から実施されており、事業規模も非常に大きかった。一般的な播種では根を下ろすことはできないほど荒廃した場所において、種子や苗木が洗い流されないように土建の構造物を設置した後に苗木を植える山林の復旧法である。韓国最初の砂防事業は1907年においてソウルの清雲洞にある仁旺山の付近で実施されている。なお、朝鮮には工事を担当できる者がおらず、日本人技術者を招聘しており、高官や尊爵を持った者らが見物に出かけるほど、朝鮮人には馴染みのない光景であったという。当時の深刻な荒廃状況に照らせば、その後においても持続的に砂防事

業が行われたものとみられるが、統計上の記録は1922年以降のみが残っており、したがってその数値は成績の最小値といえる。砂防工事の施行面積は17万7千ha程度であり、これにより造林が可能になった面積は77万町歩であり、造林の実績全体の32%に該当する。施行面積の植栽本数は6億1千万本、造林面積全体の12.0%であった。工事費は5,181万円であり、同期間における国有林収益の64.3%に該当する莫大な金額であった。

表 10 砂防事業(1922~1943)

(単位)	面積	本数
	ha	千本
1922	157	984
1923	155	993
1924	52	391
1925	466	2,460
1926	756	4,070
1927	982	5,797
1928	1,035	6,245
1929	2,440	13,764
1930	1,957	10,471
1931	6,313	27,601
1932	10,494	38,143
1933	11,331	38,111
1934	10,596	30,823
1935	12,475	37,789
1936	12,571	35,755
1937	17,314	54,225
1938	17,441	54,218
1939	26,947	67,495
1940	15,281	70,366
1941	14,602	62,876
1942	12,653	49,116
1943	11,446	44,373

典拠: 1922~23年は朝鮮総督府『朝鮮の林業』(1929)、1924~42年は朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』各年度、1943年は南朝鮮過渡政府『朝鮮統計年鑑』(1948)

国民啓蒙のための「記念植樹日」の指定も大きな成果を取めた。愛林精神を高揚するために、1911年から毎年4月1日を“記念植樹日”に指定して、上は総督から下は小学校(普通学校)の児童に至るまで種蒔きや植栽の作業に参加した。1910年代まで木を植えるというのは、一般人にとってはまだ不慣れな事であり、記念植樹とは木を植えることを生活の一部として受け入れるようにする国民的な教育手段であった。1943年までに人工造林全体の植栽本数の8.1%を占める6億6千万本がこの日に植樹された。解放以後、「第2次山緑化事業」の期間中“植樹日”に植栽されたのは2億7千万本であった。1910年代にはいまだ人工造林が本格化できず、民間の種苗業も幼稚な水準であった。よって、種苗の不足によって記念植樹の実績も制限的だった。1920年代半ば以降に種苗業が本格的に発展する以前においては、国費と地方費で造成された苗圃が中心となって種苗を供給した。

総督府は、1924年までこれらの苗圃で生産された苗木2億6千万本と種子総1800石以上を民間に無償で配布した。以来、民間の種苗業が発展し、1930年代にはその生産量が全体の85.3%を占めるようになり、苗の種類も松に集中していたのが、徐々に広葉樹などへ多品種化した。要するに、植民地期は前近代的な採取林業から近代的な育成林業に移行する体制転換の時期であった。

総督府は造林のみならず、山林保護のための法的・行政的手段も積極的に行使した。その代表的なものが「森林令」における‘地方長官が山林の使用と収益に関して命令を下すことができる’という条項であった。さらに、これに基づいて各道は民有林を取り締まる道令を公布した。その法の趣旨としては、仮に民有林の所有者であるとしても、特別な場合を除けば林産物を採取するためには郡守の許可を受けなければならないという内容であり、植民地期を通じて山林取り締まりはさらに強化された。総督府官吏たちも認めているように、これ

は事実上、私的所有権を侵害する規定であった(李宇衍 2009)。なお、逆説的ではあるが、これらの法規は解放後においては、より厳しいものとなった。

総督府の山林保護政策におけるもう一つの特徴は、村落の農民たちが共同で造林・保護する組織体を形成して活動するよう奨励・指導したという点である。民有林では1910年代の前半からその所有者を構成員とする森林組合が組織され始め、1920年代には郡を単位とする森林組合が組織される形態が広く拡散した。1930年頃にはほとんどすべての郡で森林組合が設立される状態に達し、総督府はこれを技術的・財政的に支援した。森林組合の最も重要な活動は、盗伐防止のために所有者共同で山林を監視することであり、こうした監視活動は一定規模の経済的な成果を達成するのに有効であった。ところが1930年代初めには山林が無い農家が農家全体の56%を占め、一戸の農家に必要な最小面積と推定される1町歩未満の山林所有者の比率が18%であったという状況下で、民有林の監視や取締りによる林産物取得の困難は、これら農家にとって大きな負担となった。その他、様々な理由でもって1933年に森林組合は解散され、その業務は道に移管された。以降、村落を単位として植林契・巡山契・愛林契など多様な名称を持った“国家主導的な疑似共同体(government-led quasi-community)”組織が広く形成された(Aoki 2001 : pp.121~124)。これらの組織の特徴は、山林を所有していないとしても、共同体のメンバーに当該区域内に居住する全ての世帯主を含むという点にあり、その目的は民有林の共同造林・保護と、収穫物の共同分配であった。1938年には総督府における民有林政策の重要な軸となった。

一方、国有林でも上記のような各種組合と契が組織された。「森林令」の規定に基づいたものとして代表的なのが、要存国有林を管理するための「国有林保護組合」であった。国有林の周辺にある村落にある全ての農家はこれに義務的に加入しなけ

ればならず、国有林を共同で保護する義務を負うとともに、その副産物を共同で受け取る権利を有した。これらの組合設置は「森林令」公布以後、持続的に拡散されて1939年には要存国有林の98%をカバーするに至った。第1種国有林として造林貸付された山林においても村落民が団体を作って、貸付者と契約を交わすケースが多かった(李宇衍 2010: pp.115~119)。村落民は連帯責任としてその山林の保護を担当する代わりに、その副産物採取の権利を持つという内容であった。1930年代末には、多くの国有林と民有林において、このように総督府によって奨励・強要される共同体的な組織が成立した。

これらの組織の共通点は、山林資源を使用し、収益を上げることに對して、その主体と客体が明示され、そして方法が明確に規定されたという点である。これこそが共有財産体制の特徴であり、国有・民有とを問わず各々の所有権の限界を補完する機能を果たした。ここに言う国有財産体制と私有財産体制の限界とは、国家ないしは私人といった所有者が資源を管理する費用を負担しないことによって、その資源にアクセスしようとする非所有者を有効に排除しえないとき、その資源は

実質的に自由アクセス体制下に置かれるようになり、その枯渇は避けられないということである。共有財産体制は、このような問題に対する合理的な代案となりえるだろう。これらの組織は解放後の山林緑化においても最も重要な役割を果たすことになる。

植民時期の緑化主義を基軸とした所有権の再編や山林復旧政策によって、韓国の林相は大きく改善された。これを山林の林相別の構成から確認できるのは「事業」の査定業務を終了後から3年が経過した1927年からである。これに先行する時期に関してはわずか3種の統計記録しか残っておらず、成林地は増加して無立木地は減少することだけが見て取れる。これは林籍調査以来、一部の標本を利用して推定したためであるとみられる。1927年以降から1935年頃までに立木地は55.7%から70.9%へと大幅に増加する一方、無立木地は13.4%から7.2%に半減している(表11)。以後、1942年までは大きな変化がない。このような様相は、韓半島を南部と北部に分けてみる時も、南部では無立木の地減少幅が著しく大きいという点以外に大きな差がない。

表 11 林相の変化 (単位: 町歩 %)

	年度	立木地	生産地	未立木地	其他	総計
南部	1927	3,206,931 58.2	1,013,981 18.4	793,423 14.4	495,713 9.0	5,510,048 100.0
	1935	4,172,875 76.3	591,480 10.8	299,764 5.5	404,759 7.4	5,468,878 100.0
	1942	4,140,900 75.9	641,600 11.8	271,947 5.0	400,113 7.3	5,454,560 100.0
北部	1927	5,970,146 54.5	2,671,369 24.4	1,419,425 12.9	901,414 8.2	10,962,354 100.0
	1935	7,408,706 68.2	1,511,703 13.9	878,207 8.1	1,066,008 9.8	10,864,624 100.0
	1942	7,288,928 67.4	1,612,770 14.9	892,381 8.2	1,025,741 9.5	10,819,820 100.0
全国	1927	9,177,077 55.7	3,685,350 22.4	2,212,848 13.4	1,397,127 8.5	16,472,402 100.0
	1935	11,581,581 70.9	2,103,183 12.9	1,177,971 7.2	1,470,767 9.0	16,333,502 100.0
	1942	11,429,828 70.2	2,254,370 13.9	1,164,328 7.2	1,425,854 8.8	16,274,380 100.0

典拠: 1922~23年は朝鮮総督府『朝鮮の林業』(1929)、1924~42年は朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』各年度、1943年は南朝鮮過渡政府『朝鮮統計年鑑』(1948)
 註: 1) 其他は火田, 開墾適地, 放牧跡地及び除地の合計。
 2) 江原道は北部に含む。

林相の変化を数量的に確認できるもう一つの方法は林木の蓄積量を算定することであるが、これも1927年以降に統計が作成されはじめた。その年、計2億7,546万³m³であった林木蓄積は、1935年には2億1,582万³m³となりおよそ21.7%も減少し、1942年までにおいて2億2千万³m³の水準にとどまった(表12)。1935年までの段階で林木蓄積が減少した最も大きな理由は、北部と国有林における蓄積の減少であった。「譲与令」によって北部の国有林面積が766万町歩から502万町歩に30.8%も減少したことも原因としてあげられようが、その全体的な蓄積の減少幅は40.0%にも達した。北部における国有林の蓄積の減少量は、全国的な蓄積の減少よりはるかに大きな7,289万³m³であり、それを除けば、林木蓄積はむしろ増加していた。北部の国有林蓄積における減少の最も大きな理由は、江原道・平安北道・咸鏡南北道に所在する原生林の開発であった。

当時、これらの原生林は、老化と過熟、あるいは過密の状態にあって、適宜に伐採しなければ枯死・腐敗してしまう状態であった。このように過剰蓄積を持つ山林での伐採は、直接的な収入を与えるだけでなく、山林の成長量そのものを増進させることに貢献することになる。総督府は1927年以降、国有林の経営収益により民有林緑化の財源を補助するという方針を立てており(李宇衍 2010: pp.354~356)、これによって1940年までにおいて国有林の経営から得られた収益6,240万円の中から1,860万円が民有林の造林と砂防事業を補助するために使われた。

解放以後の韓国や終戦以降の日本がそうであったように、すでに植民地朝鮮の貿易にあっても木材の入超は、反面において山林の緑化に大きく貢献していた。1910~42年の期間において、朝鮮の木材輸出は輸入に対して毎年赤字を記録し、その

表 12 林木蓄積の変化

			面積(町歩)	蓄積	1町歩当蓄積
南部	国有林	1927	1,509,000	13,865,821	9.2
		1935	440,064	5,017,194	11.4
		1942	307,381	5,335,346	17.4
	民有林	1927	3,999,000	47,035,653	11.8
		1935	5,028,814	55,979,252	11.1
		1942	5,147,179	64,200,111	12.5
	計	1927	5,508,000	60,901,474	11.1
		1935	5,468,878	60,996,446	11.2
		1942	5,454,560	69,535,457	12.7
北部	国有林	1927	7,661,000	182,388,249	23.8
		1935	5,300,986	109,493,558	20.7
		1942	5,020,255	104,982,810	20.9
	民有林	1927	3,301,000	32,051,599	9.7
		1935	5,563,638	45,229,990	8.1
		1942	5,799,565	49,499,613	8.5
	計	1927	10,962,000	214,439,848	19.6
		1935	10,864,624	154,723,547	14.2
		1942	10,819,820	154,482,423	14.3
全国	1927	16,470,000	275,341,322	16.7	
	1935	16,333,502	215,719,993	13.2	
	1942	16,274,380	224,017,880	13.8	

典拠: 表 11に同じ

累積額は2億6,474万円に達した。同期間において、国有林の経営から得た収入の全額と同じ程度の規模であった。総督府が国有原生林で獲得した山林資源と同様の規模の山林資源を、貿易を通じて朝鮮に移入することで、それだけ朝鮮の山林資源を消費せずとも投資が可能となり、結果的に、植民地期の貿易が山林緑化に大きく寄与した。これは非常に重要な事実であると考えられる。すなわち、通常は帝国主義国家の収奪によってその植民地の自然資源が枯渇するのが一般的であったからである。

3. 解放以降山林の荒廃と緑化

1945年の解放後の韓国における山林の歴史は、過去250年余りの歴史の縮尺版といえる。深刻なまでの水準でもって山林が荒廃した後、再び復旧と緑化が進められた。1945年以前との差異は、山林の荒廃の速度が極めて速いという点である。1944年から8月以前の1945年においても用材を中心に、過度な伐採が行われていたが、全体の山林に及ぼした影響は、解放以降の濫伐に比べればはるかに小さかったのである。1942年と1943年の間に全国の林木蓄積は、1,189万 m^3 (5.3%)減少したが、1944年1月から翌年8月までの蓄積の減少量は分からない。他の分野の統計と同様に、終戦後の1950年代における韓国の山林統計には不備があったり、過小もしくは過大に推定された場合が少なくない。表13に見るように、韓国の林木蓄積は1964年に急激に減少しているが、これは5年ごとに実施された実地調査の結果が統計に反映されたからである。これは、1953～62年における林木蓄積量が過大に推定されたことを意味する。

1943年における朝鮮南部地域と1954年の韓国を比較すると、林木蓄積は1,737万 m^3 (25.5%)に減少した。1954年現在、韓国の深刻な山林の荒廃は、終戦直前の18ヵ月よりはむしろ解放後の9年間に

表 13 樹林別の林木蓄積(1927～1987)

	合計			
	針葉樹	闊(広)葉樹	混交林	
朝鮮(単位:百万 m^3)				
1927	275	184	91	
1928	271	182	89	
1929	257	167	89	
1930	250	159	91	
1931	246	155	91	
1932	240	154	86	
1933	240	153	87	
1934	225	141	83	
1935	216	141	75	
1936	220	143	77	
1937	224	145	79	
1938	225	145	80	
1939	227	147	80	
1940	226	146	80	
1941	225	145	80	
1942	224	144	80	
1943	212	136	76	
韓国のみの数値				
1953	36	19	18	
1954	52	37	15	
1955	58	39	19	
1956	59	39	19	
1957	59	38	21	
1958	60	39	21	
1959	62	40	22	
1960	64	41	23	
1961	71	44	27	
1962	81	48	33	
1964	60	30	24	6
1965	60	28	21	11
1966	62	29	22	11
1967	64	31	22	11
1968	65	31	23	11
1969	67	31	23	12
1970	69	32	24	12
1971	71	33	25	13
1972	73	34	26	13
1973	74	34	26	14
1974	102	39	33	31
1975	105	40	34	32
1976	108	41	34	33
1977	111	42	35	34
1978	114	43	36	35
1979	117	44	37	36
1980	146	66	41	39
1981	152	69	43	40
1982	158	72	44	42
1983	164	75	46	44
1984	172	78	48	46
1985	179	82	49	48
1986	193	90	51	52
1987	201	93	52	56

典拠: 1953～71年は農林部『農林統計年報』各年度、1972～1987年は『山林基本統計』(2015)
 註: 解放以前における単位は尺締を1尺締=0.334 m^3 に換算した。

行われた濫伐・乱獲の影響の方がさらに大きかった。終戦前後における経済構造は、構造的〔←基本的?〕にそれ以前と異なるところなく、総督府は統制の弛緩を許可しなかった。しかし、1945年8月以降、国外に居住していた韓国人たちの帰還による急激な人口増加と北朝鮮からの電気や石炭の供給中断は、南韓の山林に対する需要を暴騰させ、政治的・社会的な無秩序とその後に発生した戦争は、極度の混乱を醸成したからである。当時の記録物でも、これを確認することができる(呉基永2002)。

解放後、10年余りは“無主公山”の時代であった。政治的・社会的な無秩序と戦争の中で、前近代に由来する根深い「自由アクセス体制」の慣行が蘇った。1954年現在、韓国における山林の80.2%が民有林であった。植民地期に厳しく統制されていた盗伐は、行政の不備によって抑制されなかった。また、国有と私有所有権体制の限界を補完し、山林の育成と保護を可能にした国家主導的な共有財産体制は、国家の混乱によって本来の機能を発揮できなかった。組合と契は有名無実の状態になっていた。やがて行政体系が復旧をみるとともに、社会的な混乱が收拾され、山林の復旧も推進された。この間の統計が不十分であるために、その時点でのデータを確定することは困難である。未立木地における減少の状況を見ると、1955年段階での荒廃地の減少幅からすれば、1950年代半ばから山林が回復し始めたようにも見えるが、1946～1965年の間において、薪・枝葉・木炭など林産燃料の生産量の推移をみると、やはり判断を留保するしかない。薪の減少傾向がはっきりしているのに対して、それよりはるかに生産量が多く枝葉とその他林産燃料では、顕著な違いは認められない(表14)。これらの解明は今後の課題となろう。解放以後の緑化事業において、最も大きな役割を果たしたのは農民で組織された山林契であった。

解放以降の山林契は植民地期の愛林契などと同

様に、村の区域内にある山林の所有者と区域内に居住する全ての世帯主により組織された。例えば、1977年における山林契の会員は約212万人であり、そのうち非山主の農民が約118万人にのぼり、全体の54.7%を占めていた(山林組合中央会2002)。植民地期におけるこれら組織の構成や造林・保護活動は、総督府によって行政的に奨励・指導されたものであったが、終戦後は法律で強制されるようになった。1951年以降、山林復旧・緑化のために、5つの法律が制定・公布された。その一つが1961年の「山林法」であり、これにともなって植民地期に制定された「森林令」は廃止された。「山林法」においても伐木を許可制にするなど、民有林の所有者の権利を制限する内容は依然として変わらなかった。これら5つの法令におけるその共通点は、政府が農民に対して山林契のような組織の結成と活動を強制できるところにあった。

山林所有の如何とは関係なく、区域内に居住する全ての世帯主を会員とする山林契、あるいは山愛契を会員とする各郡の「山林組合」、各道の「山林組合連合会支部」、そしてその上部には「山林組合中央会」が置かれる垂直的な系統組織を有しており、それぞれが各級の政府機関に対応する形を取っていた。この系統に従い、政府の指示と支援を受けて緑化事業が推進された。山林契の数とメンバー(世帯主)の数は、1965年にその数字が最高に達しており、その後は離農が本格化していくにしたがって減少に転じた。契当たりのメンバー数は平均で108人ほどであった。植民地期と同様に、非山林所有の農家が全体の過半数を占めており、山林を所有していたとしても、その規模が1町歩未満の極めて零細な所有者がさらにその過半数を占めていた。このような状況の中で、山林契は国家主導的な疑似共同体として国有と私有の限界を補完するという、共有財産体制的な山林資源を支配する組織の役割を見事に果たし、今日における国際連合食糧農業機関(FOA)などはその組織と活動

表 14 林産物生産(1937～1987)

	用材	竹材	柴草	長斫	枝葉	木炭	その他の林産燃料	緑肥	堆肥原料	飼料	種実
(単位)	(千m)	(千束)					(千 M/T)				
朝鮮											
1937	2,436	285		1,363	1,438	25	1,942	227	1,367	477	
1938	2,649	214		1,256	1,271	27	1,723	227	1,377	531	
1939	2,782	280		1,246	1,082	31	1,618	201	1,268	460	
1940	3,364	200		1,138	999	38	1,492	209	1,258	500	
1941	3,182	147		1,091	950	47	1,471	245	1,317	492	
1942	2,935	121		1,008	903	53	1,400	252	1,458	543	
1943	3,313	132		3,737	3,421	202	5,011	990	6,828	2,202	
韓国のみの数値											
1946	462	74		1,607	1,638	43	1,662	1,958	3,796	932	
1947	485	61		2,012	1,375	38	2,252	887	2,953	588	
1948	352	97		1,472	1,677	55	2,279	1,035	2,926	546	
1949											
1950	200	54		466	591	32	942	624	2,025	468	
1951	256	90		719	406	21	1,775	1,023	2,251	482	
1952	261	41		201	413	20	1,439	1,088	3,958	386	
1953	300	35		212	267	19	2,801	901	4,498	688	
1954	284	23		186	216	26	1,437	763	4,914	1,410	
1955	423	47		154	560	21	1,543	893	5,625	832	
1956	419	62		182	678	32	2,215	536	6,201	705	
1957	365	51		164	464	22	2,866	581	7,786	1,182	
1958	271	73		76	322	28	3,323	699	8,679	971	
1959	358	97		56	384	52	2,612	695	8,318	1,156	
1960	453	67		77	339	28	3,976	864	5,760	3,136	
1961	230	89		47	632	7	4,736	1,105	5,607	1,043	
1962	348	174		56	883	6	7,528	1,344	9,996	1,243	
1963	473	297		52	1,024	17	7,327	1,551	8,204	1,270	
1964	494	394		54	1,033	7	6,298	1,839	9,937	1,233	
1965	503	246		32	773	3	4,174	2,842	14,012	1,668	
1966	779	175		51	1,019	22	6,559	1,827	15,792	1,814	
1967	791	230		64	917	13	4,344	1,884	16,820	1,407	
1968	816	286		118	1,033	8	5,111	2,206	16,723	1,598	
1969	1,095	242		113	1,971	17	4,454	1,290	21,283	1,455	
1970	833	166		144	2,199	18	3,983	1,431	22,908	1,844	4
1971	874	181		105	1,362	14	4,550	1,776	24,260	1,944	4
1972	790	140		106	1,438	21	3,883	1,403	23,298	2,461	5
1973	948	248		106	3,678	8	2,842	2,426	23,323	2,475	8
1974	1,027	152		193	2,449	8	2,892	1,490	22,524	2,415	6
1975	930	140		170	2,814	8	2,613	926	21,055	1,971	10
1976	1,059	99		165	2,584	21	2,267	815	20,743	2,236	11
1977	1,108	119		151	2,329	6	2,440	937	21,915	2,520	22
1978	1,064	85		163	2,769	16	2,136	617	22,836	2,781	33
1979	918	99		156	2,477	11	2,068	482	15,921	2,070	44
1980	933	76		143	2,433	9	2,115	110	22,669	2,716	45
1981	976	74		155	2,408	7	1,873	114	22,916	2,530	66
1982	976	66		172	2,412	4	1,755	293	16,356	2,407	71
1983	878	166		261	2,525	1	1,617	400	20,045	6,248	78
1984	854	136		259	2,392	2	1,337	713	18,446	10,255	74
1985	781	139		269	2,334	1	578	739	16,158	9,448	80
1986	801	80		280	1,928	2	607	330	14,087	7,707	66
1987	741	35		573	1,806	1	587	432	13,751	5,847	67

典拠: 1937～42年は朝鮮総督府『朝鮮總督府統計年報』各年度、1943～59年は農林部『林産額表』(1961)、1960～1987年は山林庁『林業統計年報』各年度
 註: 土炭は「その他」の林産燃料から除外。

を今も頻繁に紹介している。

解放以降の山林緑化については、1973～87年の間に展開された「治山緑化事業」(以下「事業」)が国内はもちろん、国外的にも有名となったが、しかしながら、それ以前から全国的に持続していた山林復旧のための営為が「事業」にも劣らない成果を挙げている。このような経験と成果があったからこそ、「事業」もさしたる困難なしに成功しえたのであった。その理由の第一は、燃料林の造成である。これは朝鮮戦争の休戦の直後から始まったが、その実績を統計的に知ることができるのは1957年からである(表15)。当時、全体人口の中で、圧倒的な多数が農村に居住しており、山林の荒廃における最も重要な原因としては、農民による燃料の採

取があげられる。したがって、政府は数回にわたって計画を立て直し、執行するとともに随時に修正することで燃料林の造成とその拡大を推進した。政府は村落近くの山林を燃料林として指定した後、収益の当事者である山林契に苗木・肥料の支給は言うまでもなく、出役を行う農民のための食事の提供など、財政的な支援を行うとともに技術指導をも施したのであった。

1957年から、事業が始まる直前である1972年までに造林された総面積223万haのうち、燃料林に造林された面積は102万haであり、総面積の45.6%を占めていた。燃料林の造成は1979年まで進められており、計124万haが造成された。ところが、1970年代から農村に無煙炭が供給され始めると、1980年代以降には無煙炭とガスによる燃料の代替が急速に進んだ。したがって、燃料林の造成は結果的に燃料供給よりは、村落近くの荒廃山林を復旧するのに大きく寄与したのであった。

解放以降における山林の荒廃は、非常に深刻であった。したがって、広い面積の山林が砂防工事を必要とし、これは解放直後から実行された。ここでも、政府は財政的・技術的な支援を担当しており、山林契は農民の労働力を動員した。1957～72年の間、施工された事業面積は58万haであり、造林の総面積における26.0%を占めた。また、同一の期間にあって、燃料林の造成と砂防事業が総造林面積の68.8%を占めた(表16)。1945年から1972年までにおいて施行された砂防事業の造林面積は、同期間における全体造林面積の21.7%に該当するものであった。

1945～1972年における燃料林の造成事業と砂防事業の実績を見ると、1960年以前の14年間とそれ以後の13年間にあっての成果には大きな差がある。燃料林造成は、1960年以前の時期においては103万haであったが、その後、186万haにまで拡大している。また砂防事業では、前者が12万haであったのに対して、後者は51万haを達成した。なお、砂

表 15 燃料林の造成実績(1957～1977)

	面積	本数
(単位)	(ha)	(千本)
1957	44,725	153,583
1958	72,247	229,884
1959	68,345	199,410
1960	75,876	142,593
1961	39,170	117,570
1962	84,878	328,433
1963	51	238
1964	55,590	222,228
1965	48,069	188,842
1966	51,269	169,391
1967	364,751	1,426,052
1968	1,000	4,000
1969	3,800	17,772
1970	1,500	7,500
1971	1,140	6,452
1972	1,000	5,000
1973	10,037	41,967
1974	30,095	120,739
1975	40,630	186,417
1976	50,061	244,423
1977	77,005	402,410

典拠：山林庁『韓国林政 50 年史』(1997)p.186、山林庁『林業統計年報』各年度

表 16 砂防事業(1946～1987)

(単位)	合計		新規		補修	
	(ha)	(千本)	(ha)	(千本)	(ha)	(千本)
1946	6,313	18,480	6,313	18,480		
1947	5,716	22,124	5,716	22,124		
1948	4,071	13,863	4,071	13,863		
1949	5,210	22,810	5,210	22,810		
1950	1,367	7,933	1,367	7,933		
1951	4,573	15,113	4,573	15,113		
1952	984	3,397	984	3,397		
1953	43,571	76,645	5,836	23,344	37,735	53,301
1954	45,390	104,448	3,176	11,998	42,214	92,450
1955	8,825	29,010	973	4,206	7,852	24,804
1956	7,647	24,336	7,300	21,000	347	3,336
1957	3,546	13,307	3,546	13,307		
1958	24,000	3,286	24,000	3,286		
1959	43,265	89,526	43,265	89,526		
1960	71,746	107,742	71,746	107,742		
1961	51,230	101,126	48,730	96,126	2,500	5,000
1962	24,044	36,082	23,794	35,407	250	675
1963	181,844	609,764	181,844	609,764		
1964	114,890	555,961	113,459	552,454	1,431	3,507
1965	77,271	233,889	27,276	136,538	49,995	97,351
1966	86,188	168,121	6,573	32,514	79,615	135,607
1967	33,096	124,274	15,232	75,860	17,864	48,414
1968	11,665	46,083	5,532	27,838	6,133	18,245
1969	11,711	46,149	4,741	26,452	6,970	19,697
1970	11,296	41,759	4,778	23,503	6,518	18,256
1971	9,682	34,445	3,196	15,109	6,486	19,336
1972	6,263	23,649	2,782	13,474	3,481	10,175
1973	5,120	18,201	4,767	17,181	353	1,020
1974	9,176	30,707	9,176	30,707		
1975	9,033	61,156	9,033	61,156		
1976	5,486	31,390	5,486	31,390		
1977	5,222	26,150	5,222	26,150		
1978	7,490	37,721	7,490	37,721		
1979	5,206	26,029	5,206	26,029		
1980	5,855	32,619	5,855	32,619		
1981	3,850	19,353	3,850	19,353		
1982	5,850	29,250	5,850	29,250		
1983	5,239	26,463	5,239	26,463		
1984	3,040	15,800	3,040	15,800		
1985	3,203	15,994	3,203	15,994		
1986	2,230	11,210	2,230	11,210		
1987	1,535	7,840	1,535	7,840		

典拠: 1946～60年は韓国林政研究会『山林緑化30年史』(1975)pp.608-609、1961～1987年は山林庁『林業統計年報』各年度

註: 野溪砂防は除外した。

防事業には質的な面においても上記に掲げた2つの時期にあっては顕著な差異が見られる。すなわち、1ha当たりの植栽本数は、前者が2,600本、後者が4,200本であり、後者の方がはるかに集中的かつ完結的であった。また砂防事業の性格上、持続的な管理と補修作業が必須であり、前者の時期には5ヵ年分のみ実施されたが、後者には1ヶ年を除いて毎年実施された結果、砂防の実施面積が前者の2倍に達した。韓国の山林を復旧・緑化するための全国的でありかつ体系的な事業は、社会的な安定と行政的な効率の向上性を背景として、1960年代から本格的に行われたものとみられる。

第1・2次の治山緑化事業(1973~87)は、セマウ

ル運動と共に、行政府が強く後押しする汎政府的であり、かつ汎国民的な緑化運動であった。政府は、学校・企業・団体・公共機関など、動員しうるすべての組織を利用して、きわめて短い期間において全国的な人工造林を実施し、その結果として世界的には“奇跡”であるという評価を得た。第1次の事業は、本来1982年までに100万haの造林を実施するという計画であったが、早くも1978年には前倒しで達成され、1979年には第2次の事業が開始された。以降は、実地調査を通じて林相が予想以上に優れていることが確認された後、第2次の事業計画は1987年という早期に完了した。

「事業」と関連して、以下のことについて留意し

表 17 所有別の造林実績(1960~1987)

	合計		国有林		民有林	
	面積 (ha)	本数 (千本)	面積 (ha)	本数 (千本)	面積 (ha)	本数 (千本)
1960	127,954	244,490	4,546	11,644	123,408	232,846
1961	64,882	171,044	5,384	13,422	59,497	157,622
1962	124,745	423,309	10,665	32,805	114,080	390,504
1963	84,498	111,683	14,095	27,299	70,403	84,384
1964	163,941	387,447	20,092	44,732	143,849	342,715
1965	130,060	324,399	19,364	55,041	110,695	269,358
1966	139,120	313,748	21,797	53,332	117,323	260,416
1967	454,779	1,637,532	47,962	161,925	406,817	1,475,597
1968	115,836	292,963	27,967	78,643	87,869	214,320
1969	112,501	316,454	16,724	50,027	95,777	256,427
1970	125,438	318,236	16,777	46,466	108,661	271,770
1971	109,066	272,159	13,865	41,590	95,201	230,569
1972	88,984	229,424	11,341	33,908	77,593	195,516
1973	112,316	311,105	9,671	30,388	102,645	280,717
1974	134,862	332,422	15,471	52,983	119,391	272,439
1975	173,650	562,409	16,673	61,511	156,977	500,718
1976	203,900	600,426	17,823	63,156	186,077	537,270
1977	225,837	711,190	20,669	82,258	205,168	628,932
1978	229,208	422,995	12,348	37,812	216,860	385,183
1979	194,247	291,125	16,722	39,395	177,525	251,730
1980	165,583	247,937	7,336	20,598	158,247	227,339
1981	153,261	253,524	6,947	21,983	146,314	231,541
1982	135,979	257,272	7,647	21,288	128,332	235,984
1983	94,138	210,511	6,261	17,871	87,877	192,640
1984	71,605	174,928	4,839	12,692	66,766	162,236
1985	52,327	137,257	3,089	8,237	49,238	129,020
1986	52,972	138,679	3,448	9,306	49,334	129,373
1987	50,792	134,643	3,037	8,217	47,755	126,426

典拠：山林庁『林業統計年報』各年度
 註：民有林の植栽本数は新植と補植の合計。

ておく必要がある。1970年代から農村には無煙炭とガスが急速に普及していった。本格的な燃料の代替が起きたことにより、山林資源の利用に対する圧力が大きく弱められたという事実も看過できない。しかし、「事業」の期間中に集中的に行われた人工植栽を抜きに、ひたすら天然造林に依存したのであったならば、全国の山林を緑化するためには、数十年以上を待たなければならなかつたであろう。次いで、1960年代に大規模に行われた燃料林の造成事業や、深刻な荒廃地で実行された砂防事業の経験とその成果がなければ、全国レベルでの人工造林をこのように迅速かつ成功的に完了することは不可能であつたはずである。さらには、汎国民的な事業であつたとは言え、実際における育林活動の大部分は、山林契で組織された農民たちの集団労働によって支えられていた。彼ら農民は、「事業」以前からの造林と保護業務を成功裏に遂行した存在であつたのである。

1961年に公布された「山林法」は、山林を保護するため、民有林における林産物の自由な採取の自由など、私的な所有権の行使を制限した。これと共に、所有者ではない第三者が造林に乗り出すことを許容するように強い行政力を行使した。その結果、双方が山林契の利用によって遂行された。山林契は民有林の共同監視におけるその主体であり、所有者の同意なくして造林を遂行することができた。また、ここで発生する収益の80%または90%を合法的に獲得することが可能であり、これがまさに“代執行”である。郡の山林組合が民有林の所有者に対して造林を命令し、その後、一定の期間内に造林を施行しなければ、山林契と所有者はその産物を一定の比率で両者が分け合う契約(分収契約)を結んだとみなされた。これは1960年代以降、第1次から第2次の事業に至るまで、権威主義的な特徴を有する政府のもとで行われた、韓国における山林緑化の特性をよく示す一つの例であると言える。山林契にあつての分収契約の件数

とその総面積に関しては、1967年から1982年までの数字が残っている。1983年以降、山林契による“代執行”は事実上行われていなかった。1982年末現在で、代執行の数は162,856件に上り、面積にして362,391町歩であつた。

解放以降の造林は、迅速な山林の復旧・緑化を期して、ほとんどが速成樹の植栽によって行われた。今でも木材としての使用に耐えうるような種類の木は見当たらない。山林の迅速な復旧と緑化そのものが目標であつただけに、樹種の交代や、山火事への対応、間伐などを行うための林道など、山林の管理施設にはあまり関心を向けなかつた。この報いは、のちのち木材貿易の赤字、山火事による被災の拡大、害虫による被害などの形で表れていった。しかし、1980年代初めから“淡紅の禿山”は消え、全国の至る場所においても韓国人の眼前には青々とした山が広がっており、また、登山は韓国人が享受しうる生活の余暇となつた。韓国山林の歴史において、20世紀はその半ばの段階での試練もあつたが、何よりも前近代的な採取林業の弊を克服し、数百年ぶりに再び山林の青さを回復させた逆転の世紀であつたのである。

おわりに

朝鮮王朝は“山林川沢與民共之”という儒教的な統治理念に基づき、全ての山林が国有であることを闡明にし、山林の私的な所有を禁止した。しかし、17世紀から19世紀にかけての300年あまりの間、朝鮮の人口は長期的な増加をみせ、土地面積に対する人口の割合が上昇し、前近代における他の国家や社会と同様に、自然のうちに山林の私的な所有権、すなわち私有林が成立し、これが発展するようになった。しかし、この私的所有権は、一物一権的な所有権ではなく、農民がその生存のためにその副産物を取得できる、ひいては、農民がそれを一

つの権利と認識する重疊的な所有関係であったと考えられる。こうした所有権が不明確な体制の下で、所有者が山林を監視し、あるいは育林を行うなどの「投資」に乗り出す理由が消失し、誰もが可能な限り早く森林資源を取得し、これを消費した結果、山林は荒廃化の一途をたどった。これがいわゆる“共有地の悲劇”である。ゆえに、19世紀末から20世紀初めにかけての朝鮮時代の山林は、極度に荒廃した状態だった。

朝鮮総督府は、山林の復旧こそが当面の課題であると認識し、他方で「土地調査事業」と同様に、山林においてもその所有権を近代的な形態に再編しようとした。したがって、すでに統監府の設置以来、人工造林を推進すると共に、所有権の整備に着手した。後者、すなわち所有権整備のための努力は、1909年に始まり1934年に終了した。総督府が所有権を整理していく過程で現れたその特徴は、民間に私的な所有権を付与したり、法認においては山林緑化の成果を基準とする“緑化主義”を採用した点であった。こうして約40年間にわたって、持続的かつ全国的に実施された人工造林を遂行することで、山林の復旧を成し遂げるといった大きな成果を挙げた。しかし、1945年以後においては政治的・社会的な混乱とその後の戦争によって山林は再び急激に荒廃し始めた。

1960年代に入ってからようやく体系的な山林の復旧・緑化政策が推進され、この成果に基づき、1973年から1987年にかけては「治山緑化事業」という国家的な人工造林プロジェクトが展開され、やがてこれは成功するに至った。その成功を支えた要因の一つは、農民で組織された「山林契」という国家主導的な性格を持つ疑似共同体の活動であった。

韓国においても、山林の歴史は長期的な経済動向や生活水準の変動と同一な傾向を見せた。19世紀末から20世紀初めまでに下落・衰退し、その後にあって上昇・発展に転じるというU字型の傾向

を見せている。20世紀後半の“経済成長と共に山林緑化に成功した唯一の国”であるという世界的な評価も、まさに“漢江(ハンガン)の奇跡”という大いなる「絵」、すなわち韓国の自画像の一部を表現するものであるといえる。

参考文献

<日本語資料>

朝鮮総督府『朝鮮總督府統計年報』
 朝鮮総督府『林野統計』
 朝鮮総督府農林局『朝鮮の林業』
 朝鮮総督府農林局(1938)『朝鮮林野調査事業報告』

<韓国語資料>

韓国林政研究会(1975)『山林緑化30年史』
 山林組合中央会(2002)『山林組合40年史』
 大韓民国農林部(1961)『林産額表』
 大韓民国農林部『農林統計年報』1955年～1983年版
 大韓民国農林水産部(2015)『山林基本統計』
 大韓民国山林庁『林業統計年報』1984年～2015年版
 大韓民国山林庁(1997)『韓國林政50年史』
 南朝鮮過渡政府(1948)『朝鮮統計年鑑』

<日本語文献>

李宇衍(2009)「解説 未公開資料 朝鮮総督府関係者録音記録 (10) 朝鮮の山林政策」学習院大学東洋文化研究所『東洋文化研究』11号、237頁～285頁
 宇沢弘文・茂木愛一郎編(1994)『社会的共通資本 — コモンズと都市—』東京大学出版会
 岡衛治(1945)『朝鮮林業史』朝鮮山林会(【韓国語翻訳】
 任慶彬ほか訳(2000)『朝鮮林業史 上』大韓民国山林庁／任慶彬ほか訳(2001)『朝鮮林業史 下』大韓民国山林庁)

<英語文献>

Aoki Masahiko. (2001) *Towards a Comparative Institutional Analysis*, Cambridge: MIT Press.
 Fedman David. (2015) *The Saw and the Seed: Japanese Forestry in Colonial Korea 1895-1945*, Stanford University

doctoral thesis.

Richards, J. F. ed. (2002), Land, Property, and Environment,
Institute for contemporary Studies, Oakland, CA.

<韓國語文献>

李宇衍(2002)「정약전(丁若銓)의『송정사의(松政私議)』해제」『實學思想研究』4

李宇衍(2010)『한국의 산림소유권제도와 정책의 역사 1600-1987』一潮閣

裴在洙(2000)「임적조사(1910)에 관한 연구」『韓國林學會誌』89 (2)4

裴在洙·尹汝昌(1994)「일제강점기 식민지산림정책과 일본자본의 침투과정」『山林經濟研究』2 (1)

吳基永(2002)『진짜 무궁화』成均館大學校出版部

English Abstract

History of Forest, Forest Rights and Forestry in Korea, 1392-1987

Wooyoun Lee

(Naksungdae Institute of Economic Research)

I survey the long-term change and development of forest, forest rights and forestry from the period of Choseon dynasty to 1987 when 'the 2th Reforestation Campaign' successfully finished. I try to use quantitative materials as many as possible. But, as other premodern societies, we can not find them before Japanese colonialization in 1910, either. Only after colonialization, we find statistic data, because Governmental-General started the restoration campaign as a national project. So I explain the deforestation and the change and development of forest rights in Choseon period using only qualitative materials, from the perspective of 'property rights regimes for common-pool resources'. At the same time Government-

General reorganized Choseon's unique forest rights systems legally and administratively into modern systems, too. In this period, various surveys results of forest and forestry started to be published, so I can use them ex. to describe the reforestation or structure of forest rights in the period. Finally, I survey the rapid deforestation right aft the liberation and reforestation after 1960s using the similar kind of materials.